

報 告 第 2 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専 決 第 1 2 号

損害賠償の額の決定について

ボランティア活動中の自転車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年8月7日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 損害賠償の額 37万9,685円

2 損害賠償の相手方 （省 略）

3 事故の概要

令和8年6月6日午前11時10分頃、市道中萩角野線 （省 略）

において、角野校区地域教育力向上プロジェクト推進事業にボランティアとして参加していた生徒が運転する自転車が、交差点を右折する際にハンドル操作を誤り、相手方自宅の門扉に衝突して破損させた。